

※ 濃厚接触とは、以下のとおりである。（厚生労働省 Q&A より）

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。
必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

（中略）

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

（参考）県立学校において、児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染が判明した場合の臨時休業までの流れ

濃厚接触者の特定に時間を要する場合
保健所から指示・助言があった場合

学校関係者の新型コロナウイルス感染が判明

【保健所による調査】

- ・感染者の住所地を所管する保健所（以下、「A保健所」という。）は、感染者本人（又は保護者）からの聞き取りにより、濃厚接触者を特定する。
- ・学校での活動等の調査が必要であれば、学校所在地を所管する保健所（以下、「B保健所」という。）は学校に聞き取り調査を行うので、学校は、その調査に協力する。

【学校・県教育委員会への報告】

- ・学校は、感染者本人（又は保護者）から陽性判明の連絡を受けた際、A保健所の聞き取り調査の結果（特に校内の濃厚接触者や自宅療養等の期間について）を学校へ連絡するよう伝える。
- ・学校は、保護者から報告を受けたA保健所の調査結果を県教育委員会に伝達する。

【県教育委員会が臨時休業の要否を判断】

- ・県教育委員会は、学校から受けた報告等を基に、B保健所に相談し、校内で感染が広がっている可能性について、助言を受ける。
- ・県教育委員会は、B保健所の助言を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の要否を判断する。

右以外の場合

校内で感染が広がっている可能性が高い場合*

教育活動を継続

校内に濃厚接触者を認めた場合であっても、校内での感染拡大の可能性が低く、B保健所が必要性を認めない場合には臨時休業を行わない。

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

※ 校内で感染が広がっている可能性が高い場合（例）

- ① 同時期に感染経路不明の感染者が複数発生している。
- ② 感染者が不特定多数の者とマスクをせず、近距離で接触した。
- ③ 感染者と同じ学級、部活動などにおいて、発熱等の症状を示している者が複数発生している。